

第3章 西東京市の農業の目指す方向

1. 本市の目指す将来像

現状や課題を踏まえ、以下の4つの考え方をもとに、本市の農業振興の方向性を示します。

- ①都市農業振興基本計画により、都市農地の位置づけが、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。本市にある農（農業、農地）は、市民に不可欠な食料を安定的に供給する基盤です。低い食料自給率が大きな問題となっている状況において、農地を保全、活用し農産物の生産を維持、拡大する取組みは重要です。同時に、防災や良好な景観の形成、環境の保全等の多様な機能を有しており、市民の暮らしの維持・向上に大きな役割を發揮します。
- ②気候変動、生物多様性の低下などの環境変化に対して、「みどりの食料システム法」が施行され、農業の分野においても生産から流通まで、環境負荷低減が求められています。再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、温室効果ガスの排出量の削減など、環境負荷の低減に資する生産活動や、流通の合理化を促進します。
- ③国連サミットで掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)は、日本でも積極的に取り組まれています。市民、民間事業者、学校など様々な主体と協働し、行政において分野を横断して取り組み、農業により貧困問題や経済格差などの社会問題へ対応します。
- ④世界情勢、気候変動を背景とした化学肥料、飼料、燃油等農業生産資材の高騰や、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックによる食料供給への影響など、食料安全保障への懸念が高まっています。「健康」応援都市の実現にむけて、本市としても、まちの中にある農地であることを活かし、身近な地域で安全・安心な農産物が入手できる環境の価値を再認識し、農業・農地を次世代につなぐことに取り組みます。

これらの考え方のもと、農業者、市民、商工業者、学校、行政等地域で連携・協働して取り組むにあたり、キャッチフレーズを以下のように定めます。

キャッチフレーズ

“まちと共生、未来につなぐ西東京市の農業”

また、本市の目指す将来像として、市民が求める将来像、農業者が求める将来像をそれぞれ設定しました。

市民が求める将来像： 住み続けたい農のある暮らしの実現
農業者が求める将来像： 次世代につながる魅力ある農業の実現

本市は、利便性の良さとともに、身近に「農」を感じられる都市です。安心で新鮮な農産物の供給やみどりの環境・景観の提供など、農が身近にある暮らしが市民を支え、生活を豊かにします。そのような「住み続けたい農のある暮らしの実現」とともに、経営の安定、農地の保全や担い手の確保など「次世代につながる魅力ある農業の実現」を目指します。

2. 基本方針

目指す将来像を実現するために、次の4つの項目を基本方針とします。

- ① 食と暮らしを支える多様な農業経営を展開します。
- ② 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。
- ③ 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業をつくります。
- ④ 市民、地域及び行政等が一体となり、西東京市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくります。

① 食と暮らしを支える多様な農業経営を展開します。

農業は、市民の食と暮らしを支えています。市内においては、小規模の農地で多品目栽培の農業者が多いため、農業者が経営する直売所やJAの農産物直売所、マルシェや即売会などのイベント、スーパーマーケットでの地元産コーナーなどで市内産農産物を購入することができ、安全・安心で新鮮な農産物を市民に提供しています。

地域との連携や学校給食との連携により、市内産農産物を市内で消費する地産地消の仕組みを推進することで、市民への新鮮な農産物の提供及び本市の農業への理解促進を図り、安定的な販路の確保、生産拡大を促進します。さらには、「めぐみちゃんブランド」の普及啓発により、市内外へ定着させる取組みを推進し、市内産農産物の価値づくりを図ります。



〔市内産野菜の販売〕

② 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。

都市の農地には、農産物の生産以外にも、景観創出や環境保全、防災など市民の暮らしを豊かにする多面的な機能を有しています。次世代農業者のための農地の確保と生産緑地の保全を持続的に促進し、多面的機能が発揮できる環境の整備を行います。また、環境保全に寄与する農地活用の検討を行います。

適正に管理された農のある風景により、市民の農業への理解を得るため、農地の適正な肥培管理に努めます。

また、農業者開設の市民農園、農業体験農園の開設を推進し、次世代の担い手の確保とともに、都市農業を継続しやすい環境を整備します。



〔市内農のある風景〕

③ 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業をつくります。

農業者の高齢化、後継者・担い手不足は、本市に限らず、我が国の大きな課題となっています。そのため、農業者の交流や研修の機会創出や農業者育成施策の充実を図り、若い農業者や女性農業者への支援をします。また、農業者への技術指導だけでなく、経営等の指導の仕組みをつくることにより、農業経営者としての育成を支援します。このほか、本市の農業を先導する役割を担う認定農業者への支援の拡充、持続可能な農業に取り組む担い手支援、意欲ある農業者へ持続的に農業を営むことができるための支援策について、調査・研究を行います。

次世代の農業者となりうる担い手の確保策として、学生との連携による生産作業だけでない多様な役割の援農を推進するとともに、農業者と援農ボランティアとの適切なマッチング機会の提供を一層推進します。



〔農のアカデミー事業〕

④ 市民、地域及び行政等が一体となり、本市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくります。

次世代へつなぐ持続可能な農業を維持・発展させるためには、市民や地域、行政等が一体となって農業を支え、協働していくことが重要です。そのため、商工業や福祉・健康分野など異分野(民間企業やNPO団体等)や市内保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学等との交流・連携により、農産物の消費拡大や農業への理解を図ります。また、農業体験等を通じて、市民、学生、子どもたちと農業者との接点を創出し、本市の農業・農地・農産物、農の持つ多面的機能についての理解を深めます。農業者開設の市民農園や農業体験農園等の開設への整備支援とともに、周知、利用促進に向けたPRを図ります。



〔農業体験農園〕



〔中学生の農業体験〕

3. 計画の体系

4つの基本方針(大分類)に基づき、以下、本計画の施策体系において、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえて農業を持続させていくという観点から、経済、社会、環境のバランスを重視し、3軸での施策展開の考え方を以下に示します。

経済

社会

環境

《基本方針①》食と暮らしを支える多様な農業経営

認定農業者等の中核的農家から小規模農家まで、多様な経営のあり方に対して支援をします。

近隣消費のニーズや社会問題に対応する流通を促進します。

新鮮で、環境負荷を低減する安全安心な農産物の生産を支援します。

《基本方針②》農地の保全と活用

農産物生産の基盤として、農地の保全と適切な活用を目指します。

農地の防災、交流創出機能を十分に発揮します。

農地の景観創出、環境保全機能を十分に発揮します。

《基本方針③》多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

農業収益力の向上を図り、農業経営意欲の高い農家の支援を行います。

生きがいとしての農業や、教育的な活用など多様な農業のあり方に対し、多様な担い手の確保・育成をします。

規模の大小にかかわらず環境負荷の低い農業を展開する農業の担い手を支援します。

《基本方針④》地域と協働する農業

農業経営の安定に向け、交流創出機能を活かします。

将来を担う子どもたちや近隣住民の都市農業への理解を促進します。

農を通じて、生活の豊かさを提供します。

4つの基本方針(施策・大分類)に基づき、以下、本計画の施策体系を示します。それぞれ主要事業(中分類)を掲げます。各主要事業については、施策を実現するために展開する個別事業(小分類)を設けます。

施策 (大分類) **① 食と暮らしを支える多様な農業経営**

主要事業(中分類)	個別事業(小分類)
地産地消の推進 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 経済 社会 環境 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直売所の周知と機能向上による利用促進 ○ 公共施設等での販売機会の提供 ○ 学校給食との連携
安定した販路の確保 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 経済 社会 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業者等との連携支援 ○ めぐみちゃんメニューの発信
市内産農産物の品質・価値の向上 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 経済 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ めぐみちゃんブランドの価値づくり
持続可能な農業経営の支援 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 環境 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷を軽減する農業への支援

施策 (大分類) **② 農地の保全と活用**

主要事業(中分類)	個別事業(小分類)
生産緑地の保全と次世代農業者の農地確保 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 経済 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の適正な活用 ○ 生産緑地地区制度への対応 ○ 農地貸借の推進 ○ 市民農園、農業体験農園開設の推進
多面的機能の発揮 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 社会 環境 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時協力農地の確保 ○ 農地の景観創出・環境保全機能の確保
環境保全に寄与する農地活用の検討 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 環境 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷を軽減する農業への支援【再掲】

施策
(大分類)

③多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

主要事業(中分類)

若手農業者や
女性農業者の育成

経済 社会

多様な農業者への
支援検討

経済 環境

援農ボランティア制度の活用

社会

個別事業(小分類)

- 後継者、新規就農者の育成
- 農業者同士、農業者と周辺住民の交流機会の創出
- 農地貸借の推進【再掲】

- 認定農業者への支援
- 新たな支援策の調査・研究
- 営農支援事業の適正運営

- 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供
- 援農ボランティアのスキルアップ

施策
(大分類)

④地域と協働する農業

主要事業(中分類)

農商工・産学公連携
の推進

経済 社会

農業者と市民・
子どもたちとの交流の創出

経済 社会 環境

農業・農産物への
理解促進

社会 環境

庁内連携の推進

経済 社会 環境

個別事業(小分類)

- 農業と異分野との連携促進
- 市内学校等との交流・連携機会の創出

- 農業体験・交流の場としての農地活用と発展
- 市民農園、農業体験農園開設の推進【再掲】

- 市内産農産物、農の魅力情報発信、PR
- 農業体験・交流の場としての農地活用と発展【再掲】

- 庁内各分野と連携した取組みの推進

4. 基本指標の設定

本計画の計画期間に基づき、概ね10年後の令和15(2033)年度の市内農業に係る主要な指標を、次のように設定します。

① 農家数

農家数は、平成22(2010)年時点は276戸(農林業センサス)でしたが、令和2(2020)年時点では187戸(農林業センサス)と、10年間で89戸(32%減)、年平均8.9戸減少しています。このまま推移すると、令和15(2033)年度には71戸まで減少してしまいます。本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、令和15(2033)年度の農家数を96戸と設定します。

② 農地面積

農地面積は、平成24(2012)年時点で154.8haでしたが、令和4(2022)年時点で117.6ha(生産緑地105.4ha、宅地化農地12.2ha)(東京都総務局資料)と、10年間で37.2ha(24%)、年平均で3.7ha(生産緑地が2.7ha/年、宅地化農地が1ha/年)減少しており、このまま推移すると、令和15(2033)年度の農地面積は、92ha程度となってしまいます(生産緑地84.4ha、宅地化農地7.7ha)。生産緑地の追加指定や特定生産緑地への指定、農地貸借の促進や宅地の農地開設等、農地保全施策等を展開することで、令和15(2033)年の農地面積を99ha(生産緑地91.2ha、宅地化農地7.8ha)と設定します。

③ 認定農業者数

認定農業者は、令和5(2023)年現在52経営体です。今後も農家数は減少する見込みですが、市や関連機関による農家への「農業経営改善計画」の作成支援及びフォローアップ、「家族経営協定」の締結による共同申請の推進、認定農業者への施設整備等各種支援を講ずることにより、認定農業者の確保に努め、令和15(2033)年の認定農業者数を現状と同じ52経営体と設定します。



〔キャベツ〕



〔保谷梨〕

④ 農用地利用集積目標

令和5(2023)年現在の認定農業者の集積面積は35.7haであり、農地面積119.8haに対する集積率は29.8%となります。農地の減少率を考慮した10年後の認定農業者の集積面積は31.1haとなることから、農地面積の目標99haに基づき、令和15(2033)年度の農用地の利用集積目標を31.4%と設定します。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

⑤ 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする臨時雇用や援農ボランティア等の活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた臨時雇用や援農ボランティア等の活用により、令和15(2033)年の主たる従事者1人当たりの年間労働時間を概ね1,800時間と設定します。

また、令和15(2033)年の年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間800万円、「地域の農業を担う経営モデル、農業の広がりを支える経営モデル」は概ね年間300万円～600万円と設定します。

なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、令和15(2033)年の10a当たりの所得目標を15万円～30万円と設定します。

⑥ 農業経営と効率的かつ総合的な利用

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族経営協定の締結等による家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、(ア)地域の地理的自然的条件、(イ)営農類型の特性、(ウ)農地の保有及び利用状況、(エ)農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、経営規模の拡大を目指す認定農業者等には都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借制度を活用して農地の集積を促進する等、担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。



〔花卉〕



〔植木〕

⑦ 経営モデルの例示

経営モデルは、本市の農業を担う農業経営体を概ね5年間で育成する目標として、下表に示す営農類型別に設定します。

- (ア) 西東京市の農業をリードする経営モデル (所得目標 800万円)
- (イ) 地域の農業を担う経営モデル (所得目標 400～600万円)
- (ウ) 農業の広がりを支える経営モデル (所得目標 300万円)

《西東京市営農類型別経営モデル》

営農類型	経営面積 (作付面積)	主な作物等	家族労働力 (雇用労働力、 ボランティア)	農業所得 (万円)	主な施設等
野菜 (量販店等への直接 出荷+直売)	80a うち施設10a (200a)	トマト、キュウリ、ナス、ホウ レンソウ、コマツナ、ネギ、 スイートコーン、エダマメ、 ブロッコリー、イチゴ、サト イモ、シントリナ、ルッコラ、 ハーブ類等	3人(2人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	40a うち施設5a (100a)		2人	500	
野菜 (市場出荷+直売)	100a (250a)	キャベツ、ブロッコリー、ダ イコン、ホウレンソウ、コマ ツナ、カブ、トマト、キュウリ 等	2.5人(1人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	50a うち施設5a (150a)		2人	500	
野菜 (直売)	80a (160a)	トマト、キュウリ、ナス、ホウ レンソウ、コマツナ、ネギ、 スイートコーン、エダマメ、 ブロッコリー、イチゴ等	2.5人	500	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	40a うち施設10a (100a)		2人	300	
農業体験農園 +直売	50a	トマト、キュウリ、ナス、ホウ レンソウ、コマツナ、ネギ、 スイートコーン、エダマメ、 ブロッコリー等	2人	500	体験農園用施 設、 パイプハウス
果樹 (直売)	100a うち施設5a	梨、ブドウ、キウイフルー ツ、カキ、ブルーベリー	2.5人(2人)	500	果樹用ハウス、 果樹棚、防鳥 網、養液栽培シ ステム
	50a		2人(1人)	300	
花卉	20a うち施設10a	花壇苗、鉢物	2人(1人)	600	鉄骨ハウス、パ イプハウス、暖 房機、土詰機、 土壌消毒機、播 種機
植木	160a	サツキ・ツツジ類、コニファ ー類、ハナミズキ	2.5人	800	ミニシャベル、 クレーン付トラ ック、粉碎機
	80a		2人	500	
キノコ	4,000床 (菌床栽培)	シイタケ、キクラゲ、ヒラタ ケ、干しシイタケ、干しキク ラゲ	2人	300	シイタケ、シメジ 栽培用施設

⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標

(ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

令和4(2022)年度の新規就農者(フレッシュ&Uターン参加者)は3名となっています。今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。

国及び東京都が掲げる新規就農者の確保の方針を踏まえ、年間4人の当該青年等の確保を目標とします。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(ウ) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(ア)に示したような目標を可能とする農業経営の指標としては、労働時間は、健康や余暇時間を確保する観点から、他の農業者の目標と均衡する1,800時間を年間総労働時間として設定します。

また、農業経営開始から5年後の年間農業所得の目標は、農業所得を主として生活が成り立つ状況と考え、⑦経営モデルの例示に示す(ウ)農業の広がりを支える経営モデルを指標とします。

⑨ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

⑤から⑧に挙げる取組みのほか、本市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA東京みらい等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組めます。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう関係機関と連携し、必要な情報の提供等の支援を行います。

また、JA東京みらいと連携して就農等希望者が必要とする情報や経営の移譲を希望する農業者の情報を収集・整理し、東京都及び農業経営改善支援センターへ情報提供し、農業委員会等の関係機関と連携して就農後の定着や円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

⑩ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」については、市域全域が市街化区域であるため該当しません。